

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 2 号

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市立養護老人ホーム恵和園条例施行規則（平成 1 8 年上尾市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 3 条」を「第 1 0 条」に改める。

第 2 条中「及び利用者」を削る。

第 3 条第 2 号中「整とん」を「整頓」に改める。

第 4 条中「及び利用者」を削る。

第 5 条の見出し中「入所者等」を「入所者」に改め、同条中「及び利用者」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。